

発議案第38号

福島第一原発事故による被災者への支援の継続を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠	印
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	印
	同	堀 口 明 子	印
	同	三 田 登	印

## 提案理由

国に対し、福島第一原発事故により今も避難生活を強いられている被災者に対し、支援を継続するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 福島第一原発事故による被災者への支援の継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故から、もうすぐ6年が経過しようとしている。しかし、今もメルトダウンした1号機から3号機は、放射線量が高く近づくこともままならない状況である。汚染水対策も凍土壁が思うように機能せず、汚染水の流出は続いている。除染作業は、避難指示区域外では市町村が主体で実施することとなり、大量の汚染土壌の置き場がなく、多くは自分の土地での保管を余儀なくされている。一旦除染が完了した地域でも、依然として放射線量の高い区域が残されていたり、気象等の影響で再度高線量が計測されるなどの状態も続いている。

このような状態で、国が「遅くとも2017年3月までに避難指示を解除」する方針を打ち出しても、医療や介護、買い物施設の不備など、住民が生活できる環境が整わない中での帰還推進には無理がある。

国が「これ以上の災害救助法の特例による被災者支援は困難」とするもとの、福島県も自主避難者（世帯）への住宅支援は、2017年3月で終了としている。今も福島県の約8万7千人が全国各地に避難しており、千葉県には3,300人以上、千葉市では避難指示区域外の自主避難者も含め240人余りが避難生活を強いられている。故郷を遠く離れ不自由な暮らしを余儀なくされるばかりか、今後の暮らしの不安まで抱え込まれているのである。

全国に避難する人々は、「子供の健康を考えたら、とても戻れる状態ではない」、「戻っても日常生活できる環境がない」、「周りに人が戻らず、自分たちだけでは不安」など、戻りたくても戻れないのが実情なのである。

このままでは、避難指示区域外の自主避難者（世帯）は、住宅支援を2017年3月で打ち切られることとなる。原発事故の被害者である自主避難者（世帯）に対して、加害者である国と東京電力は、最後まで責任を果たすべきである。

よって、本市議会は国に対し、必要な予算を確保し、福島第一原発事故による被災者への支援を継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

国土交通大臣様

復興大臣様